

保医発 1129 第 2 号
令和 6 年 11 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 6 年 12 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について
- 別添 3 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について
- 別添 4 「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) の一部改正について

- 1 別添 1 の第 2 章第 10 部第 1 節第 8 款 K 6 1 8 の次に次を加える。

K 6 1 9 － 2 総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術

静脈用ステント留置術は、既存療法では治療困難な症候性腸骨大腿静脈流出障害の患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守して、静脈ステントセットを用いて実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号) の一部改正について

- 1 I の 3 の 133 (6) ア、イ及びウ中の「経皮的血栓除去用・破砕吸引型及び脳血栓除去用」を「経皮的血栓除去用・破砕吸引型、経皮的血栓除去用・分離捕捉型又は脳血栓除去用」に改める。
- 2 I の 3 の 133 (14) の次に次を加える。
 - (15) 大動脈分岐部用フィルターセット
 - ア 関連学会の定める適正使用指針に従って、経カテーテル大動脈弁置換術中の塞栓物質に対する予防的措置が必要と判断される場合に限り算定できる。
 - イ 血管病変部の画像所見等を踏まえ、大動脈分岐部用フィルターセットの使用が適切であると判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 3 I の 3 の 229 の次に次を加える。
 - (1) 静脈用ステントセットは、深部静脈血栓症患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対して、経血管的に腸骨大腿静脈の内腔を確保することを目的に使用した場合に限り、1 回の手術に対して 2 個を限度として算定できる。
 - (2) 静脈用ステントセットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。

「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）
の一部改正について

- 1 別表のⅡの 133（1）中の「血栓除去用カテーテル（10 区分）」を「血栓除去用カテーテル（11 区分）」に、「合計 62 区分」を「合計 63 区分」に、（10）②中の「経皮的血栓除去用（2 区分）」を「経皮的血栓除去用（3 区分）」に、「合計 10 区分」を「合計 11 区分」に改め、③オ ii の次に次を加える。

iii 分離捕捉型

次のいずれにも該当すること。

- a 経皮的に深部静脈の血栓を分離し捕捉除去する際に使用するカテーテルであること。
- b 自己拡張能を持つ網状のワイヤと、分離した血栓を捕捉するためのバッグからなること。

- 2 別表のⅡの 133（23）の次に次を加える。

（24） 大動脈分岐部用フィルターセット
定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系塞栓捕捉用カテーテル」であること。
- ② 経カテーテル大動脈弁置換術中に飛散する塞栓物質の捕捉を目的として、経カテーテル大動脈弁置換術に際し、置換前に大動脈分岐部に一時的に留置する複数のフィルターを持つカテーテルであること。

- 3 別表のⅡの 229 の次に次を加える。

230 静脈用ステントセット
定義

次のいずれにも該当すること。

- （1） 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（07）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「静脈用ステント」であること。
- （2） 既存療法では治療困難な症候性腸骨大腿静脈流出障害に対し、腸骨大腿静脈の内腔を確保することを目的に、経血管的に挿入され、体内に留置するステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。

(別添1 参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発 0305 第4号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第9部 (略) 第10部 手術 1～26 (略) 第1節 手術料 第1款～第7款 (略) 第8款 心・脈管 K545～K618 (略) <u>K619-2 総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術</u> <u>静脈用ステント留置術は、既存療法では治療困難な症候性腸骨</u> <u>大腿静脈流出障害の患者に対し、関連学会の定める適正使用指針</u> <u>を遵守して、静脈ステントセットを用いて実施した場合、本区分</u> <u>の所定点数を準用して算定する。</u> K620～K627-4 (略) 第9款～第13款 (略) 第2節～第3節 (略) 第11部～第14部 (略) 第3章 (略)	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第9部 (略) 第10部 手術 1～26 (略) 第1節 手術料 第1款～第7款 (略) 第8款 心・脈管 K545～K618 (略) (新設) K620～K627-4 (略) 第9款～第13款 (略) 第2節～第3節 (略) 第11部～第14部 (略) 第3章 (略)

(別添2 参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3月5日保医発 0305 第8号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1)～(5) (略) (6) 血栓除去用カテーテル ア 経皮的血栓除去用・破砕吸引型、<u>経皮的血栓除去用・分離捕捉型又は脳血栓除去用</u>は、1回の手術に対し、3本を限度として算定する。 イ 経皮的血栓除去用・破砕吸引型、<u>経皮的血栓除去用・分離捕捉型又は脳血栓除去用</u>は、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。 ウ 経皮的血栓除去用・破砕吸引型、<u>経皮的血栓除去用・分離捕捉型又は脳血栓除去用</u>を使用するに当たっては、関係学会の定める実施基準に準じること。 エ・オ (略) (7)～(14) (略) (15) <u>大動脈分岐部用フィルターセット</u> ア <u>関連学会の定める適正使用指針に従って、経カテーテル大動脈弁置換術中の塞栓物質に対する予防的措置が必要と判断され</u>	I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1)～(5) (略) (6) 血栓除去用カテーテル ア 経皮的血栓除去用・破砕吸引型<u>及び</u>脳血栓除去用は、1回の手術に対し、3本を限度として算定する。 イ 経皮的血栓除去用・破砕吸引型<u>及び</u>脳血栓除去用は、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。 ウ 経皮的血栓除去用・破砕吸引型<u>及び</u>脳血栓除去用を使用するに当たっては、関係学会の定める実施基準に準じること。 エ・オ (略) (7)～(14) (略) (新設)

<u>る場合に限り算定できる。</u> <u>イ 血管病変部の画像所見等を踏まえ、大動脈分岐部用フィルターセットの使用が適切であると判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u>	
134～229 （略）	134～229 （略）
<u>230 静脈用ステントセット</u>	（新設）
(1) <u>静脈用ステントセットは、深部静脈血栓症患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対して、経血管的に腸骨大腿静脈の内腔を確保することを目的に使用した場合に限り、1回の手術に対して2個を限度として算定できる。</u> (2) <u>静脈用ステントセットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。</u>	
4～6 （略）	4～6 （略）
Ⅱ～Ⅳ （略）	Ⅱ～Ⅳ （略）

(別添 4 参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方 術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用ステントセット(3 区分)、PTA バルーンカテーテル(9 区分)、下大静脈留置フィルタセット(2 区分)、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル(2 区分)、血管内血栓異物除去用留置カテーテル(4 区分)、血管内異物除去用カテーテル(6 区分)、血栓除去用カテーテル(<u>11</u> 区分)、塞栓用コイル(7 区分)、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ(3 区分)、頸動脈用ステントセット(2 区分)、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル(2 区分)、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム(2 区分)及び血管形成用カテーテル(2 区分)の合計 <u>63</u> 区分に区分する。 (2)～(9) (略) (10) 血栓除去用カテーテル	(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方 術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用ステントセット(3 区分)、PTA バルーンカテーテル(9 区分)、下大静脈留置フィルタセット(2 区分)、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル(2 区分)、血管内血栓異物除去用留置カテーテル(4 区分)、血管内異物除去用カテーテル(6 区分)、血栓除去用カテーテル(<u>10</u> 区分)、塞栓用コイル(7 区分)、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ(3 区分)、頸動脈用ステントセット(2 区分)、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル(2 区分)、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム(2 区分)及び血管形成用カテーテル(2 区分)の合計 <u>62</u> 区分に区分する。 (2)～(9) (略) (10) 血栓除去用カテーテル

① (略)

② 機能区分の考え方

構造、使用目的及び使用部位により、バルーン付き（3区分）、残存血栓除去用、経皮的血栓除去用（3区分）及び脳血栓除去用（4区分）の合計 11 区分に区分する。

③ 機能区分の定義

ア～エ (略)

オ 経皮的血栓除去用

i・ii (略)

iii 分離捕捉型

次のいずれにも該当すること。

a 経皮的に深部静脈の血栓を分離し捕捉除去する際に使用するカテーテルであること。

b 自己拡張能を持つ網状のワイヤと、分離した血栓を捕捉するためのバッグからなること。

カ (略)

(11)～(23) (略)

(24) 大動脈分岐部用フィルターセット

定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系塞栓捕捉用カテーテル」であること。

② 経カテーテル大動脈弁置換術中に飛散する塞栓物質の捕捉を目的として、経カテーテル大動脈弁置換術に際し、置換前に大動脈分岐部に一時的に留置する複数のフィルターを持つカテーテルであること。

134～229 (略)

230 静脈用ステントセット

① (略)

② 機能区分の考え方

構造、使用目的及び使用部位により、バルーン付き（3区分）、残存血栓除去用、経皮的血栓除去用（2区分）及び脳血栓除去用（4区分）の合計 10 区分に区分する。

③ 機能区分の定義

ア～エ (略)

オ 経皮的血栓除去用

i・ii (略)

(新設)

カ (略)

(11)～(23) (略)

(新設)

134～229 (略)

(新設)

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(07) 内臓機能代用器」であつて、一般的名称が「静脈用ステント」であること。
- (2) 既存療法では治療困難な症候性腸骨大腿静脈流出障害に対し、腸骨大腿静脈の内腔を確保することを目的に、経血管的に挿入され、体内に留置するステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。

Ⅲ～Ⅸ （略）

Ⅲ～Ⅸ （略）